

買受申出をされる方へ

本件は

物件番号 1, 2 と

物件番号 3

に分けて売却しております。

入札を申し込む際には、必ず物件番号を明記してください。物件番号の記載がない場合には、その入札の申し込みが無効となるおそれがあります。

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和 年()第 号 物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。
	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受の申出をする者ではありません。
	☐ 自己の計算において私に買受の申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住所 (フリガナ)
	氏名 (印)
	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受の申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和 年()第 号 物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受の申出をする者ではありません。
	☐ 自己の計算において当法人に買受の申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名 (印)
	役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受の申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 代表者	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
2	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
3	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
4	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 2 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 山 田 真 寛

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 16 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 25 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 2 日 午前 9 時 30 分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫 の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買 受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は 届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 8 年 9 月 2 日午前 9 時から入札期間最終日午 後 4 時 30 分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判 所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	13, 440, 000 10, 752, 000	一括	2, 688, 000	90, 442	19, 380
1	13, 420, 000				
2	20, 000				



物 件 目 録

1 所 在 大阪市阿倍野区共立通一丁目

地 番 65番23

地 目 宅地

地 積 69.78平方メートル

共有者	A	持分208分の15
共有者	B	持分700分の11
共有者	C	持分700分の11
共有者	D	持分350分の11
共有者	E	持分84分の1
共有者	F	持分84分の1
共有者	G	持分84分の1
共有者	H	持分56分の1
共有者	I	持分56分の1
共有者	J	持分28分の1
共有者	K	持分56分の1
共有者	L	持分56分の1
共有者	M	持分56分の1
共有者	N	持分224分の1
共有者	O	持分224分の1
共有者	P	持分224分の1
共有者	Q	持分224分の1
共有者	R	持分700分の3
共有者	S	持分700分の3
共有者	T	持分234分の1
共有者	U	持分234分の1
共有者	V	持分234分の1
共有者	W	持分78分の1
共有者	X	持分78分の1
共有者	Y	持分52分の1
共有者	Z	持分156分の1
共有者	AA	持分156分の1
共有者	AB	持分156分の1
共有者	AC	持分26分の1
共有者	AD	持分52分の3
共有者	AE	持分52分の3
共有者	AF	持分130分の3
共有者	AG	持分130分の3
共有者	AH	持分130分の3
共有者	AI	持分65分の9



物 件 目 録

共有者 AJ 持分130分の3
共有者 AK 持分208分の15
共有者 AL 持分208分の3
共有者 AM 持分208分の3
共有者 AN 持分26分の3

2 所 在 大阪市阿倍野区共立通一丁目

地 番 65番24

地 目 公衆用道路

地 積 6.61平方メートル

(現況)

地 積 約8平方メートル

共有者 A 持分208分の15
共有者 B 持分700分の11
共有者 C 持分700分の11
共有者 D 持分350分の11
共有者 E 持分84分の1
共有者 F 持分84分の1
共有者 G 持分84分の1
共有者 H 持分56分の1
共有者 I 持分56分の1
共有者 J 持分28分の1
共有者 K 持分56分の1
共有者 L 持分56分の1
共有者 M 持分56分の1
共有者 N 持分224分の1
共有者 O 持分224分の1
共有者 P 持分224分の1
共有者 Q 持分224分の1
共有者 R 持分700分の3
共有者 S 持分700分の3
共有者 T 持分234分の1
共有者 U 持分234分の1
共有者 V 持分234分の1
共有者 W 持分78分の1
共有者 X 持分78分の1



物 件 目 録

共有者	Y	持分52分の1
共有者	Z	持分156分の1
共有者	AA	持分156分の1
共有者	AB	持分156分の1
共有者	AC	持分26分の1
共有者	AD	持分52分の3
共有者	AE	持分52分の3
共有者	AF	持分130分の3
共有者	AG	持分130分の3
共有者	AH	持分130分の3
共有者	AI	持分65分の9
共有者	AJ	持分130分の3
共有者	AK	持分208分の15
共有者	AL	持分208分の3
共有者	AM	持分208分の3
共有者	AN	持分26分の3



物 件 明 細 書

令和 8年 7月28日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 山 田 真 寛

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 大阪市阿倍野区共立通一丁目

地 番 65番23

地 目 宅地

地 積 69.78平方メートル

共有者	A	持分208分の15
共有者	B	持分700分の11
共有者	C	持分700分の11
共有者	D	持分350分の11
共有者	E	持分84分の1
共有者	F	持分84分の1
共有者	G	持分84分の1
共有者	H	持分56分の1
共有者	I	持分56分の1
共有者	J	持分28分の1
共有者	K	持分56分の1
共有者	L	持分56分の1
共有者	M	持分56分の1
共有者	N	持分224分の1
共有者	O	持分224分の1
共有者	P	持分224分の1
共有者	Q	持分224分の1
共有者	R	持分700分の3
共有者	S	持分700分の3
共有者	T	持分234分の1
共有者	U	持分234分の1
共有者	V	持分234分の1
共有者	W	持分78分の1
共有者	X	持分78分の1
共有者	Y	持分52分の1
共有者	Z	持分156分の1
共有者	AA	持分156分の1
共有者	AB	持分156分の1
共有者	AC	持分26分の1
共有者	AD	持分52分の3
共有者	AE	持分52分の3
共有者	AF	持分130分の3
共有者	AG	持分130分の3
共有者	AH	持分130分の3
共有者	AI	持分65分の9



物 件 目 録

共有者 AJ 持分130分の3
共有者 AK 持分208分の15
共有者 AL 持分208分の3
共有者 AM 持分208分の3
共有者 AN 持分26分の3

2 所 在 大阪市阿倍野区共立通一丁目

地 番 65番24

地 目 公衆用道路

地 積 6.61平方メートル

(現況)

地 積 約8平方メートル

共有者 A 持分208分の15
共有者 B 持分700分の11
共有者 C 持分700分の11
共有者 D 持分350分の11
共有者 E 持分84分の1
共有者 F 持分84分の1
共有者 G 持分84分の1
共有者 H 持分56分の1
共有者 I 持分56分の1
共有者 J 持分28分の1
共有者 K 持分56分の1
共有者 L 持分56分の1
共有者 M 持分56分の1
共有者 N 持分224分の1
共有者 O 持分224分の1
共有者 P 持分224分の1
共有者 Q 持分224分の1
共有者 R 持分700分の3
共有者 S 持分700分の3
共有者 T 持分234分の1
共有者 U 持分234分の1
共有者 V 持分234分の1
共有者 W 持分78分の1
共有者 X 持分78分の1



物 件 目 録

共有者	Y	持分52分の1
共有者	Z	持分156分の1
共有者	AA	持分156分の1
共有者	AB	持分156分の1
共有者	AC	持分26分の1
共有者	AD	持分52分の3
共有者	AE	持分52分の3
共有者	AF	持分130分の3
共有者	AG	持分130分の3
共有者	AH	持分130分の3
共有者	AI	持分65分の9
共有者	AJ	持分130分の3
共有者	AK	持分208分の15
共有者	AL	持分208分の3
共有者	AM	持分208分の3
共有者	AN	持分26分の3



令和8年(ケ)第56号
令和8年5月20日受理
令和 年 月 日提出
18.6.24

現況調査報告書 (物件1・2関係)

大阪地方裁判所

執行官 村 山 誠 治

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 大阪市阿倍野区共立通一丁目

地 番 65番23

地 目 宅地

地 積 69.78平方メートル

共有者	A	持分208分の15
共有者	B	持分700分の11
共有者	C	持分700分の11
共有者	D	持分350分の11
共有者	E	持分84分の1
共有者	F	持分84分の1
共有者	G	持分84分の1
共有者	H	持分56分の1
共有者	I	持分56分の1
共有者	J	持分28分の1
共有者	K	持分56分の1
共有者	L	持分56分の1
共有者	M	持分56分の1
共有者	N	持分224分の1
共有者	O	持分224分の1
共有者	P	持分224分の1
共有者	Q	持分224分の1
共有者	R	持分700分の3
共有者	S	持分700分の3
共有者	T	持分234分の1
共有者	U	持分234分の1
共有者	V	持分234分の1
共有者	W	持分78分の1
共有者	X	持分78分の1
共有者	Y	持分52分の1
共有者	Z	持分156分の1
共有者	AA	持分156分の1
共有者	AB	持分156分の1
共有者	AC	持分26分の1
共有者	AD	持分52分の3
共有者	AE	持分52分の3
共有者	AF	持分130分の3
共有者	AG	持分130分の3
共有者	AH	持分130分の3
共有者	AI	持分65分の9

物 件 目 録

共有者 AJ 持分130分の3
共有者 AK 持分208分の15
共有者 AL 持分208分の3
共有者 AM 持分208分の3
共有者 AN 持分26分の3

2 所 在 大阪市阿倍野区共立通一丁目

地 番 65番24

地 目 公衆用道路

地 積 6.61平方メートル

共有者 A 持分208分の15
共有者 B 持分700分の11
共有者 C 持分700分の11
共有者 D 持分350分の11
共有者 E 持分84分の1
共有者 F 持分84分の1
共有者 G 持分84分の1
共有者 H 持分56分の1
共有者 I 持分56分の1
共有者 J 持分28分の1
共有者 K 持分56分の1
共有者 L 持分56分の1
共有者 M 持分56分の1
共有者 N 持分224分の1
共有者 O 持分224分の1
共有者 P 持分224分の1
共有者 Q 持分224分の1
共有者 R 持分700分の3
共有者 S 持分700分の3
共有者 T 持分234分の1
共有者 U 持分234分の1
共有者 V 持分234分の1
共有者 W 持分78分の1
共有者 X 持分78分の1
共有者 Y 持分52分の1
共有者 Z 持分156分の1
共有者 AA 持分156分の1
共有者 AB 持分156分の1

物 件 目 録

共有者	AC	持分26分の1
共有者	AD	持分52分の3
共有者	AE	持分52分の3
共有者	AF	持分130分の3
共有者	AG	持分130分の3
共有者	AH	持分130分の3
共有者	AI	持分65分の9
共有者	AJ	持分130分の3
共有者	AK	持分208分の15
共有者	AL	持分208分の3
共有者	AM	持分208分の3
共有者	AN	持分26分の3

(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	大阪市阿倍野区共立通1丁目10-22付近
土 地	物件1・2
現 況 地 目	☒ 宅地（物件1） ☒ 公衆用道路（物件2） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 現況土地利用図のとおり
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者ら ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☒ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 支部 令和 年 月 日 令和 年 月 日
建 物 （ 目 的 外 建 物 ）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☒ 現況土地利用図のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 目的土地の現況について（物件１・２）

- (1) 目的土地である物件１及び同２の形状は、概ね現況土地利用図のとおりである。
- (2) 目的土地である物件１の地積は、概ね地積測量図どおりと思われるが、正確には専門家による測量を要する。物件２の現況地積は、約 8 ㎡と登記面積よりも大きいと考えられるが、こちらも正確には専門家による測量を要する。
- (3) 目的土地である物件１は空き地、同物件２は道路の一部となっていた。
- (4) 目的土地である物件１上は、カラーコーン、ブルーシート、建築資材が残置されており、草木生い茂っていた。
- (5) 目的土地である物件１は、建築基準法上の道路に接面している
- (6) 目的土地である物件１及び同２の境界は不明である。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
債権者代理人弁護士 (回答書)	目的土地は、いずれも空き地である。 賃貸借契約もしていない。
物件１・２隣家	元々、私の住居と被相続人の住居は長屋で一緒だったが、被相続人が切り離し工事をし、建物を取り壊して以来、ずっと更地です。 土地上のブルーシートは、町内会長が張ったと聞いています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和８年５月２２日 11：40-11：43	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和８年５月２２日 11：55-11：58	中之島図書館	物件確認
令和８年５月２２日 12：05-12：08	大阪市役所	道路調査
令和８年５月２２日 12：50-12：53	あべの市税事務所	課税調査
令和８年５月２２日 13：10-13：20	物件所在地	物件及び占有確認
令和８年５月２６日	執行官室	債権者代理人弁護士に照会（郵送）
令和８年６月１６日 10:20-10:40	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、概測、写真撮影

(特記事項)

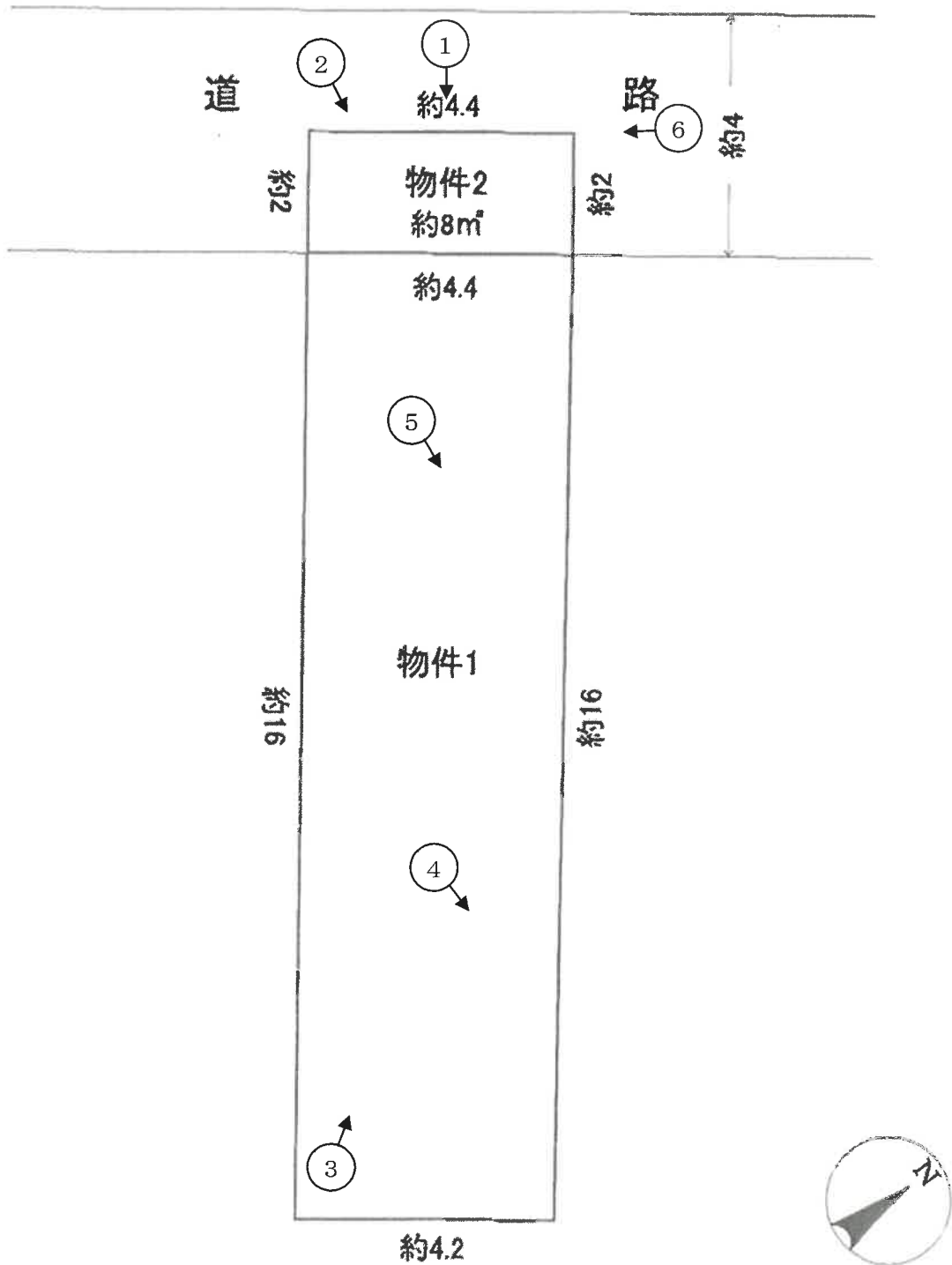
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

現況土地利用図 (略図)

※当図面はあくまで現況に基づく略図です。
詳細については、別途専門家による調査が必要です。

(単位:m)



(←○ 写真撮影場所・方向)

	1 物件 1
	2 物件 1
	3 物件 1



4
物件 1



5
物件 1



6
物件 2

令和 8 年 (ケ) 第56号 ①

令和8年6月16日 現地調査

令和8年6月19日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地)

評価人 不動産鑑定士

小 林 敬 一

第1 評価額

一括価格	
金 13,440,000円	
内訳価格	
物件1	金 13,420,000円
物件2	金 20,000円

- 1 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1, 2	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	下記「特記事項」欄参照
番号	特 記 事 項		
1, 2	◇筆界について 現地調査では境界標が見当たらなかったため、筆界が判然としなかった。 この点、現況は地積測量図の記載と概ね一致した。 ただし、あくまでも限定された範囲内における調査のため、詳細を把握するためには別途専門家による測量が必要なものと思料する。 ◇地積について 物件2の現況地積は約8㎡で、登記面積より約2割強大きいように見えた。 詳細については、別途専門家による測量が必要なものと思料する。 ◇利用現況について 物件1は、空地。 物件2は、道路の一部となっていた。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位置・交通	阪堺電軌上町線 松虫 駅 北西方 道路距離 約530m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	小規模一般住宅等が密集して建ち並ぶ既成住宅地域。 将来的にも、当分の間現況のまま推移していくものと思料される。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第2種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	300%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域、密集住宅市街地整備：対策地区 水害ハザードマップ浸水想定区域
画地条件	規模	69.78㎡ ※他、道路負担部分約8㎡。
<現況空地部分>	形状	略長方形
	間口・奥行	間口（北西側）約 4.4 m , 奥行 約 16 m
	高低差等	概ね等高接面
接面道路の状況	北西側	幅員約 4 m 私道 (建築基準法第42条1項3号)
	接道状況	中間画地
土地の利用状況等	現況	空地
	北東側	菓子工場
	南東側	菓子工場
	南西側	住宅
	北西側	道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり（処理区域内）
	（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	土地の閉鎖登記簿からは個人の所有者名、宅地の登記地目の履歴が確認された。過去の住宅地図によると同土地は住宅の敷地等であったと見られる。 土地上の建物が法令上の特定施設に該当した履歴は確認できなかった。また、周辺には特定施設地は存しない。 なお、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	◇基準容積率について 建築基準法に規定される前面道路幅員による容積率の規制を受ける。 ◇現況について 空地上には、雑草が生い茂り、廃材等の残置物も見られた。 ◇その他 P.2「特記事項」欄に記載のとおり。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1, 2 (土地)

目的土地の更地価格を算出し、これに必要に応じて建付減価を行って土地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	土地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
1 (宅地部分)	272,000	1.01	69.78	1.00	19,170,000
2 (道路部分)	(272,000円× 1%) 2,720	—	8	—	22,000

※道路部分価格は、更地価格の1%と査定した。

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 大阪阿倍野-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $277,000\text{円}/\text{㎡} \times 103.0/100 \times 100/103 \times 100/102 = 272,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.03	1.00	1.00	1.00	1.03

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
	1.00	1.02	1.00	1.00	1.02

イ 個別格差：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01

※接面・方位：方位 1.01

ウ 地積： 物件1は登記数量に、物件2は現況概測数量に基づく。

エ 建付減価： 土地上建物が無いことから、不要。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ) ア	占有 減価 イ	市場性 修正 ウ	競売 市場修正 エ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) オ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) カ [ア×イ×ウ×エ×オ]
1 (宅地)	19,170,000	—	1.00	0.70	—	13,420,000
2 (道路)	22,000	—	1.00	0.70	—	20,000
一括価格 (合計)						13,440,000

イ 占有減価

本件の場合不要。

ウ 市場性修正

本件の場合不要。

エ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

オ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 大阪阿倍野-1

所 在 : 大阪市阿倍野区丸山通一丁目83番5 「丸山通1-3-36」

価 格 : 277,000円／m²

位 置 : 阪堺電軌上町線 松虫 駅 北西方 約360m (道路距離)

価格時点 : 令和 8 年1月1日

地 積 : 89m²

供給処理施設 : 水道, ガス, 下水

接面街路 : 南西 4 m 市道

用途指定等 : 第2種中高層住居専用地域 (建ぺい率 60% 容積率 300%) , 準防火地域

地域の概要 : 中規模一般住宅が多い閑静な住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 8 年)

物件1 : 10,767,000円

物件2 : 非課税

第7 附属資料

1 位置図

2 公図写

3 地積測量図写

4 現況土地利用図

(鑑第 R08 - 023①)

以 上

物 件 目 録

1 所 在 大阪市阿倍野区共立通一丁目

地 番 65番23

地 目 宅地

地 積 69.78平方メートル

共有者	A	持分208分の15
共有者	B	持分700分の11
共有者	C	持分700分の11
共有者	D	持分350分の11
共有者	E	持分84分の1
共有者	F	持分84分の1
共有者	G	持分84分の1
共有者	H	持分56分の1
共有者	I	持分56分の1
共有者	J	持分28分の1
共有者	K	持分56分の1
共有者	L	持分56分の1
共有者	M	持分56分の1
共有者	N	持分224分の1
共有者	O	持分224分の1
共有者	P	持分224分の1
共有者	Q	持分224分の1
共有者	R	持分700分の3
共有者	S	持分700分の3
共有者	T	持分234分の1
共有者	U	持分234分の1
共有者	V	持分234分の1
共有者	W	持分78分の1
共有者	X	持分78分の1
共有者	Y	持分52分の1
共有者	Z	持分156分の1
共有者	AA	持分156分の1
共有者	AB	持分156分の1
共有者	AC	持分26分の1
共有者	AD	持分52分の3
共有者	AE	持分52分の3
共有者	AF	持分130分の3
共有者	AG	持分130分の3
共有者	AH	持分130分の3
共有者	AI	持分65分の9



物 件 目 録

共有者 AJ 持分130分の3
共有者 AK 持分208分の15
共有者 AL 持分208分の3
共有者 AM 持分208分の3
共有者 AN 持分26分の3

2 所 在 大阪市阿倍野区共立通一丁目

地 番 65番24

地 目 公衆用道路

地 積 6.61平方メートル

共有者 A 持分208分の15
共有者 B 持分700分の11
共有者 C 持分700分の11
共有者 D 持分350分の11
共有者 E 持分84分の1
共有者 F 持分84分の1
共有者 G 持分84分の1
共有者 H 持分56分の1
共有者 I 持分56分の1
共有者 J 持分28分の1
共有者 K 持分56分の1
共有者 L 持分56分の1
共有者 M 持分56分の1
共有者 N 持分224分の1
共有者 O 持分224分の1
共有者 P 持分224分の1
共有者 Q 持分224分の1
共有者 R 持分700分の3
共有者 S 持分700分の3
共有者 T 持分234分の1
共有者 U 持分234分の1
共有者 V 持分234分の1
共有者 W 持分78分の1
共有者 X 持分78分の1
共有者 Y 持分52分の1
共有者 Z 持分156分の1
共有者 AA 持分156分の1
共有者 AB 持分156分の1



物 件 目 録

共有者 AC 持分26分の1
共有者 AD 持分52分の3
共有者 AE 持分52分の3
共有者 AF 持分130分の3
共有者 AG 持分130分の3
共有者 AH 持分130分の3
共有者 AI 持分65分の9
共有者 AJ 持分130分の3
共有者 AK 持分208分の15
共有者 AL 持分208分の3
共有者 AM 持分208分の3
共有者 AN 持分26分の3

3 所 在 大阪市住吉区帝塚山西四丁目

地 番 129番3

地 目 宅地

地 積 99.17平方メートル

共有者 A 持分208分の15
共有者 B 持分700分の11
共有者 C 持分700分の11
共有者 D 持分350分の11
共有者 E 持分84分の1
共有者 F 持分84分の1
共有者 G 持分84分の1
共有者 H 持分56分の1
共有者 I 持分56分の1
共有者 J 持分28分の1
共有者 K 持分56分の1
共有者 L 持分56分の1
共有者 M 持分56分の1
共有者 N 持分224分の1
共有者 O 持分224分の1
共有者 P 持分224分の1
共有者 Q 持分224分の1
共有者 R 持分700分の3
共有者 S 持分700分の3
共有者 T 持分234分の1
共有者 U 持分234分の1



物 件 目 録

共有者 V 持分234分の1
共有者 W 持分78分の1
共有者 X 持分78分の1
共有者 Y 持分52分の1
共有者 Z 持分156分の1
共有者 AA 持分156分の1
共有者 AB 持分156分の1
共有者 AC 持分26分の1
共有者 AD 持分52分の3
共有者 AE 持分52分の3
共有者 AF 持分130分の3
共有者 AG 持分130分の3
共有者 AH 持分130分の3
共有者 AI 持分65分の9
共有者 AJ 持分130分の3
共有者 AK 持分208分の15
共有者 AL 持分208分の3
共有者 AM 持分208分の3
共有者 AN 持分26分の3



11

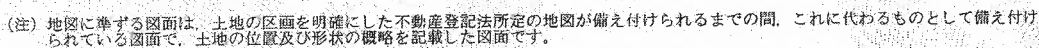
地理院地図

GSI Maps

位置図



1 68-17
D 68-18



地番区域見出

請 部 求 分	所 在 大阪市阿倍野区共立通一丁目					地 番 65番23	
出 縮 力 尺	縮尺不明	精 区 度 分		座標系 番号又 は記号		分 類 地図に準ずる図面	種 類 旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)		補 記 事 項

(1/1)

登記年月日：昭和40年6月23日

003459

前 65-5 後 新

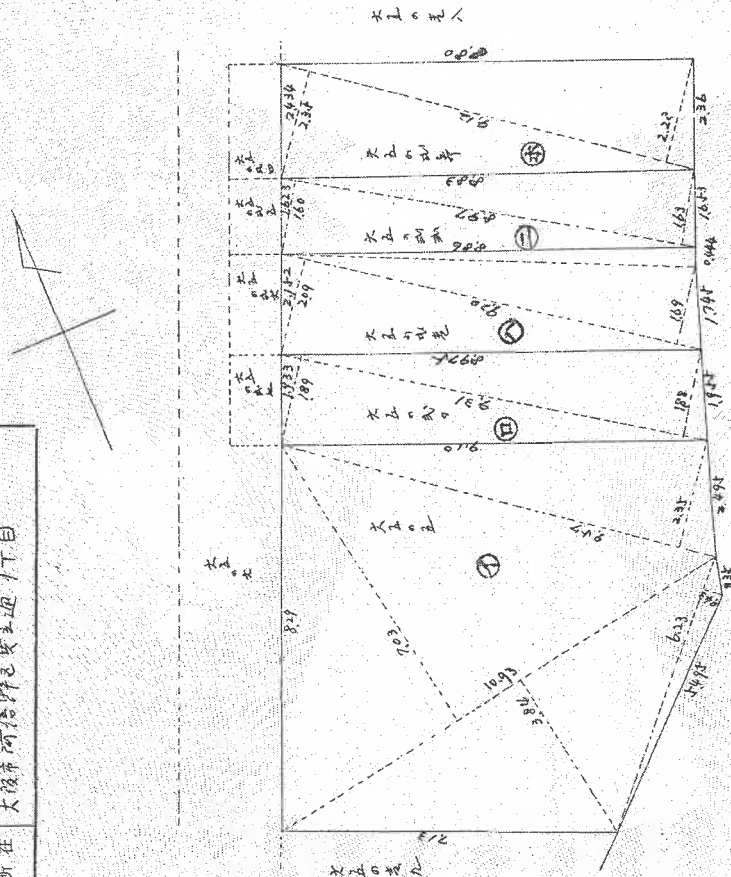
地番	650.5 650.20 ~ 650.23
土地の所在	大坂市所轄野区安土町1丁目

図 量 測 積 地

40.6.23

作 製 年 月 日	昭和 40 年 4 月 12 日
作 製 者	
申 請 人	

符号	地 番	算 式	延 積
		6.23×0.43	2.6789
		$10.83 \times (3.88 + 7.03) / 2$	118.0091
		9.87×2.34	22.8898
①	大正ロエ	計 $\frac{1}{2}$	143.9778
②	大正ロエ	$9.31 \times (1.89 + 1.88) \div 2$	17.98
		$9.20 \times (2.09 + 1.69) \div 2$	34.7760
		8.81×0.44	3.8738
③	大正ロエ	計 $\frac{1}{2}$	32.7098
④	大正ロエ	$8.97 \times (1.64 + 1.63) \div 2$	19.35
⑤	大正ロエ	$9.12 \times (2.34 + 2.28) \div 2$	14.48
合計			144.46



縮 尺 1/200 南

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大坂法務局天王寺出張所管轄)
令和 8 年 2 月 13 日 東京法務局立川出張所

登記簿

地図整理番号：MG0915

A4サイズに縮小

登記年月日：昭和40年6月23日

003460

前65-6

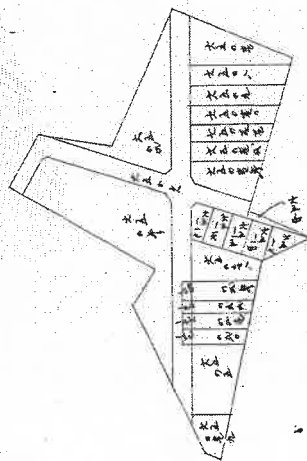
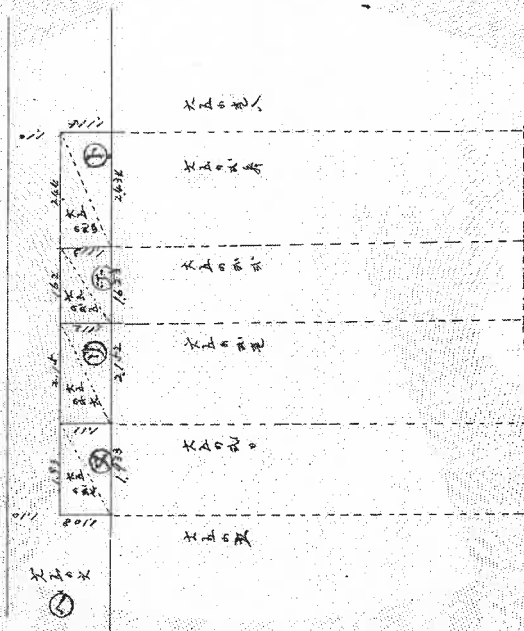
後・新

地番	65-6 65-24 ~ 65-27
土地の所在	大坂市天王寺区信濃町三丁目

測量積地図

昭和40.6.23

作製年月日	昭和40年6月12日
作製者	
申請人	



番号	地番	面積	地積
	1115	2.7138	2.7138
	1113	2.7138	2.7138
①	2200-20	1.113	1.113
	1113	2.7138	2.7138
②	2200-20	1.113	1.113
	1113	2.7138	2.7138
③	2200-20	1.113	1.113
	1113	2.7138	2.7138
④	2200-20	1.113	1.113
	1113	2.7138	2.7138

縮尺 1/200 1/1200

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大坂法務局天王寺出張所管轄)
令和8年2月13日 東京法務局立川出張所

登記官

地図整理番号：M60916

現況土地利用図

(略図)

※当図面はあくまで現況に基づく略図です。
詳細については、別途専門家による調査が必要です。

(単位:m)

